

公文書非開示決定通知書

税 第 85 号
令和4年1月6日

様

富山県知事 新田 八郎



令和4年1月2日付けで請求のあった公文書の開示については、富山県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

請求のあった公文書の内容	徴税吏員のためのマニュアルその他の手引であって、債権の特定に関する事例を掲載するもの。例えば、「滞納者が、第三債務者（〇〇支店扱い）に対して有する下記預金の払戻請求権及び債権差押通知書到達日までの利息の支払請求権」などの記載の例を列挙するようなもの
公文書の件名	
開示をしない理由	(理由) 上記文書は作成しておらず、不存在のため
※ 上記理由がなくなる期日	年 月 日
事務担当課(室)	経営管理部税務課 電話番号 (076) 444-3177 内線3323
備 考	

備考 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しております。当該公文書の開示を希望する場合は、明示された期日以後改めて請求してください。

教示

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 1の審査請求をする場合には、審査請求書は、税務課へ提出してください。
- この処分について不服があるときは、この処分（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。